

山梨県 手数料納付連絡票

手数料名	宅地建物取引士証の交付申請手数料 ※他都道府県から山梨へ登録移転をする場合のみ
略称	宅建士証交付手数料
納付金額	4,500 円



◆ 留意事項

- ・本連絡票は、他都道府県から山梨への宅地建物取引士の登録移転申請に際し、宅地建物取引士証の交付申請を同時に行う場合の「交付申請手数料」の支払のみに使用できます。これ以外の場合における「交付申請手数料」については、交付事務を行っている（公社）山梨県宅地建物取引業協会または（公社）全日本不動産協会山梨県本部にお問い合わせください。
- ・手数料等を納付するときは、本票をレジ設置窓口に持参してください。
- ・窓口で手数料等を納付されたら、レシートと合わせて発行される納付済証を受け取り、申請書等と併せて、手続きの担当課へご提出ください。
(レシートは提出不要。最上部に「納付済証」と記載のある用紙のみ提出)
- ・納付済証は再度の発行を行うことができませんので、大切に保管してください。
- ・キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。
領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。

◆ 手数料等収納用レジの設置場所

- ・下記QRコードからご確認ください。

